日本海新聞　　令和　4年　10月　19日（水）

仕事の疑問 相談室（鳥取労働局）

どちらの最低賃金を適用するの？

Q 電気部品製造業を営む者です。労働者には特定（産業別）最低賃金を支払っていますが、改正後の鳥取県最低賃金が高いことがわかりました。どちらを適用すればよいですか。

A 10月6日付で821円から854円に改正致しました鳥取県最低賃金は、年齢に関係なく、パートやアルバイトなどを含め、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者に適用されるものです。

最低賃金には鳥取県最低賃金のほかに、特定の産業に該当する事業所の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」があり、労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合には、適用されるそれぞれの最低賃金額のうち最高のものを適用することが定められています。（最低賃金法第6条）

この度改正された鳥取県最低賃金の額は、現在時点における特定（産業別）最低賃金である「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業最低賃金」（825円）を上回っていますので、10月6日以降については鳥取県最低賃金である854円以上の額を支払う必要があります。

なお、現在、特定（産業別）最低賃金の金額改正の審議が行われています。今後、特定（産業別）最低賃金が鳥取県最低賃金を上回る額に改正決定されますと、決定された特定（産業別）最低賃金額以上の支払いが必要となりますので、最新の情報にご留意願います。

最低賃金に関するご質問等がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室
電話0857（29）1705